

実施可能な検査

- 遠城寺式乳幼児分析的発達検査法
- 新版K式発達検査
- 田中ビニー式知能検査V
- WPPSI-III検査
- WISC-V 検査
- KABC-II 検査
- Vineland-II
- S-M 社会生活能力検査
- 文章完成法テスト

所要時間 _____

約10分～60分

※検査によって異なります

検査の目的 _____

お子さまの状態を把握し
ベストな療育環境を
計画するため



連絡先

LINE ID : @689qafxx



保護者の皆様はもちろん
各種事業所や学校からのお問い合わせも
こちらのLINEからお願ひいたします

運営

合同会社リブウェル

アクセス



印西市滝野2-13-8
【完全予約制】

印西市指定相談支援事業所

こども発達相談支援室



お問い合わせはこちら



受給者証取得から 療育ご利用までの流れ

相談支援事業所と契約



初回面談（約60分）

利用したい事業所を見学

必要書類を市役所に提出

受給者証が自宅に届く

福祉サービスの利用開始



相談支援のご利用案内

相談支援の利用料金

0円（全額、市の補助）

相談支援事業所との面談日

契約の翌月、2ヶ月後、3ヶ月後、
6ヶ月後、1年後

※受給者証の内容により変更が生じることがあります

◆◆◆◆◆

療育支援の利用料金

非課税世帯のご家庭

0円

世帯年収 約890万円までのご家庭

4,600円

世帯年収 約890万円以上のご家庭

37,200円

※上記の金額はあくまで目安です

※療育とは児童発達支援、放課後等デイサービスを指します

就学前の障害児の無償化に伴い、
3歳～5歳の利用者負担は無償にな
ります。期間は、満3歳になった
初めての4/1～の3年間です。



受給者証とは

療育（放課後等デイサービスや児童発達支援など）を利用する際に必要な受給者証を取得する際に必要なもの

相談支援事業所とは

- ①受給者証を取得する際に必要な書類（福祉サービスの利用目的や計画など）を作成する事業所
- ②福祉サービスの利用開始後、お子さまにあったサービスを利用できているかの相談をうける事業所

相談支援の対象は

これから療育を利用したい児童
すでに療育を利用している児童

